様式B

**〇〇〇〇（施設名）**

**洪水時の避難確保計画**

2020年〇月作成

**１　計画の目的**

　　この計画は、水防法第15条の規定に基づき、○〇〇〇は要配慮者利用施設として、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

　　この計画は常に最新の内容に更新し、更新した事項は市（□　福祉政策課□　高齢介護課　□　障がい福祉課　□　保育課　□　教育総務課）に速やかに報告しなければならない。

**３　計画の適用範囲**

　　この計画は、当施設に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

**施設の状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 利用者 | 職員 | 利用者 | 職員 |
| 昼間 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |
| 夜間 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |

※利用者は最大の患者数（おおよその数でよい）

※昼間は通所＋入所の合計人数

※夜間は入所の人数

**４　事前休業の判断について**

　　大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通院（所）部門は臨時休業を判断する。

　　または、午前○時の時点で、全県下または小田原市に下記のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

　　なお、臨時休業の際は、利用者等への連絡を徹底し、漏れのないよう留意する。

１）「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」のいずれかが発令されている。

２）警戒レベル３(避難準備、高齢者等避難開始)以上の避難情報が発令されている。

３）立地状況等(海や河川沿い、急傾斜地付近)により保育所が被災するおそれがある。

※施設の利用時間や、利用者の特性等に応じて決定してください。

**５　避難経路図**

　　施設平面図に直接記入し、施設入口付近に掲示

**６　役割分担**

　　別紙１に記入し、施設平面図の余白に貼り付け

**７　情報収集・伝達**

　　別紙１参照

**８　避難誘導**

　　別紙１参照

**９　避難確保資機材等一覧**

　　別紙２参照

**１０　防災研修**

　　毎年〇月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年〇月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

**１１　防災訓練**

　　毎年6月下旬～7月上旬に実施される小田原市総合防災訓練に合わせて、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。これに先立ち毎年〇月に新規採用の従業員を対象に避難誘導に関する訓練を実施する。

別紙1

**情報収集・伝達及び避難誘導等の役割分担**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 責任者及び従事者 | 実施内容 |
| 施設責任者 |  | 避難確保に関する責任者 |
| 情報収集責任者 |  | 以下の手段により、気象情報、河川水位情報、市の避難情報を収集する。（✓してください）□　防災行政無線／広報車□　小田原市ホームページ□　防災メール□　緊急速報メール□　J:COM「防災情報サービス」□　テレビ放送□　FMおだわら□　テレホンサービス |
| 情報収集従事者 |  |
|  |
|  |
|  |
| 情報伝達責任者 |  | 〇「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、情報を伝達・共有する。〇市への連絡先は以下のとおりとする。□　福祉政策課　　　□　高齢介護課□　障がい福祉課□　保育課□　教育総務課 |
| 情報伝達従事者 |  |
|  |
|  |
| 避難誘導責任者 |  | 〇　当施設は、市の発出する「避難準備・高齢者等避難開始」情報（状況により、「避難勧告」情報）に基づき屋内安全確保（垂直避難）を開始します。〇　当施設の屋内安全確保場所は　　　　　階　　　　　　　　　　です。 |
| 避難誘導従事者 |  |
|  |
|  |
|  |

別紙2

**避難確保資機材等一覧**

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材として下表の資器材を　日ごろから確保し、その維持管理に努めるものとする。(施設に応じて追記等して下さい)

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集・伝達 | テレビラジオインターネット端末ファックス携帯電話乾電池 |
| 避難誘導 | 従業員名簿利用者名簿携帯電話携帯電話用バッテリー懐中電灯乾電池 |
| 屋内安全確保 | 水食料寝具 |
| 利用者 | おむつおしりふき血圧計体温計 |
| その他 |  |